

## 「保険料の追納」

免除等の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

### 追納の方法と 注意点

- ・年金事務所で申し込みを行い、交付された納付書で納付してください。
- ・追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付になります。
- ・保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### 今年度中の追納保険料(月額)

年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成20年度	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円	
平成21年度	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円	
平成22年度	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円	
平成23年度	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円	
平成24年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成25年度	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円	
平成26年度	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円	
平成27年度	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円	
平成28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円	追納加算額なし
平成29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円	追納加算額なし

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107



## 重複地番の解消作業を実施します ～広島法務局からのお知らせ～

### 重複地番

広島県では明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番(耕地番)が付けられましたが、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番(山地番)が付けられたことにより、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が付く重複地番が多数存在しています。

### 解消作業の実施

法務局で展開している、不動産登記情報等をインターネットで確認できるオンライン申請制度を利用する際、利用者が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまうトラブルが多数発生しています。

そこで、広島法務局ではみなさまの不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消します。

### 《実施区域》

- ・甲田町  
高田原、上小原、下小原、稼地

### 《地番変更方法》

原則、山地番にそれぞれ10000を加算します。  
例) 211番 ➡ 10211番

### 《実施時期》

平成31年1月上旬から地番区域ごとに順次実施する予定です。地番変更を実施した場合は、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所(共有の場合は、そのうちの1名のみ)宛に地番変更通知書が送付されます。

☎広島法務局 民事行政部 不動産登記部門  
担当: 兼田・中嶋・谷本 ☎082-228-5741

## 豪雨被災者の個別相談会を開催 ～吉田税務署からのお知らせ～

災害等の理由により申告・納付を期限までにできない場合、税務署長に申請することで、理由がやんだ日から2か月以内の範囲で期限を延長することができます。また、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税の雑損控除、又は災害減免法の適用を受けることができます。

手続き方法等は吉田税務署までお問い合わせください。

### 個別相談会

申告等による対応が必要と思われる方は、次のとおり個別相談会を実施いたしますので、事前に税務署にご予約のうえ、ご参加ください。

※準備できる方は、災害の状況や損失額(被災額)等のわかるものを持参してください。

### 《日時》

12月6日(木)・7日(金) 9時30分～16時

### 《場所》

クリスタルアーゾ4階 研修室402

※吉田税務署での相談を希望される場合は、事前に電話で相談日時を予約してください。

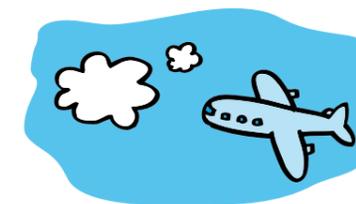
☎吉田税務署 調査部門  
☎42-0008 (音声ガイダンス②)

## 障害者手帳をお持ちの方の 航空旅客運賃割引|適用範囲拡大

これまで身体障害者、知的障害者に限定されていた航空旅客運賃の割引制度が、一部の航空運送事業者に限り、平成30年10月より、精神障害者に対しても適用されます。また、一部の航空運送事業者において、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を提示できる方全員に対して、介護者1名まで割引が適用されます。

※精神障害者保健福祉手帳は、写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限りです。  
※航空運送事業者、路線、手続き等により適用されない場合があります。詳しくは、各航空会社、各旅行代理店にお問い合わせください。

写真なしの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、写真付きの手帳をご希望の方は、社会福祉課障害者福祉係または各支所窓口係にて申請してください。(印鑑・縦4cm×横3cmの写真1枚が必要です)



☎社会福祉課 障害者福祉係 担当: 三戸  
☎お太助フォン42-5615 ☎42-2130

☎教育委員会事務局 教育総務課  
学校統合推進室 ☎お太助フォン 42-0049

平成31年4月

## 来年も// 新しい小学校が誕生します



今年4月に統合によって新たに開校した甲田小学校と八千代小学校に続き、平成31年4月に可愛小学校と郷野小学校が統合して愛郷(あいきょう)小学校が誕生します。ここでは、統合までの様々な取り組みをシリーズでお伝えします。

### 第3回

## 可愛小学校の 改修工事が進んでいます

来年度から愛郷小学校として使用される可愛小学校では、既存校舎を統合校舎として使用するための改修工事が着々と進んでいます。6月27日から工事が開始され、8月30日の始業式には、普通教室と職員室、校長室の改修が完了。10月9日には、理科室、図工室も利用可能になりました。パソコン教室と図書室も年内に完成する予定です。順次工事が行われ、来年2月には全ての改修が完了する見込みです。

### 主な改修内容

#### ●内部改修



理科室



図工室

#### ●空調設備設置・更新



今回の改修工事で設置されたエアコン

#### ●トイレ洋式化



和式を洋式に変更